

＜該当箇所＞

令和 8 年度那須塩原市要支援児童放課後応援事業業務委託 （黒磯地区）仕様書

2 ページ目、 8 事業実施の体制 (3)支援対象児童

誤	正
なお、支援対象は、事業対象区域内（黒磯地区）の児童を基本とするが、家庭の都合により黒磯地区に居住する児童も対象とすることがある。	なお、支援対象は、事業対象区域内（黒磯地区）の児童を基本とするが、家庭の都合により西那須野地区・塩原地区に居住する児童も対象とすることがある。